您是否知道? - 消费纠纷①

今后我们打算在这个专栏中连续登载一些与消费纠纷问题有关的报道。作为第一次,下面转载《报道·东京都》2003年6月号所刊登的內容。相信这些情报,不仅会对居住在东京、也会对居住在全国的归国者有帮助的。

另外,如有商谈事项,请与各都道府县所设置的消费生活中心(由地方公共团体运营、为消费者提供商谈业务的机关。截至到2003年6月20日为止,全国共有此类机关483个。其规模及体制,因各地自治体而有所不同,除了"消费生活中心"以外,还有"消费生活综合中心"、"消费者中心"以及"生活科学中心"等各类名称)进行商谈。敬请注意。

来了开支不明的帐单 …有关非正当索付的商谈急剧增加

东京都消费生活综合中心(以下简称"中心")为了防范·制止消费者利益受到损害,在接受都民商谈的同时,也向他们提供来源于广大消费者的各种信息情报。在此,我们集中给大家介绍一下平成 1 4 年度中心所进行的消费生活商谈概要(快报版)。

年轻人的消费生活商谈较多

这一年的商谈件数为三万零五百五十八件,较上一年减少了百分之一点九,这几年以来每年接受了三万多个商谈事项。其中有将近一半的商谈者为年龄在20~30岁之间的合同当事人,且男女比率相同。

非正当索付正在每一个行业滋生蔓延

纵观商谈内容的倾向,就会发现涉及"非正当索付"的件数为三千九百九十件,是上一年的

でん ご**存じですか?- 消 費トラブル**①

このコーナーでは、当分の間、消費トラブルに かんれんきじれんさい ついての関連記事を連載していくこととします。その第1回目として、以下のとあり「広報・東京都」 2003年6月号の記事を転載します。この情 は、東京都に限らず全国的に役立つ内容であると考えます。

なお、相談窓口は各都道府県等に設置されている消費生活センター(地方公共 は自治体にようなはいかつせんを一(地方公共 団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関したいで、2003年6月20日現在、全国483か所に設置されている。規模や体制などは自治体によって設置されている。規模や体制などは自治体によって異なり、名称も指費生活センターのほか、消費生活総合センター、消費者センター、消費者センター、消費者センター、消費者である。)となりますので、ごちゅうい、注意ください。

み おぼせいきゅうふとうせいきゅう かん身に覚えがない請求が…不当請求に関するそうだん きゅうぞう相談が急増

わか せだい おお しょうひせいかつそうだん 若い世代に多い 消 費生活相談

受付相談件数は「3万558件」と前年度と 受付相談件数は「3万558件」と前年度と につて1.9% 減少しましたが、この数年 が寄せられています。契約 まずりした。 まんけん こうだん ようだん ようじしゃ まんけん こうな わりあい なんれい 当事者は、男性、女性ともほぼ同じ割合で年齢 そうだん やくはん をうは なりの 相談が約半 一点三倍。其中,"用手机打免费'幽会站点',却收到了高额账单"等有关电信情报服务的內容就占了861件;"上网时突然接通了国外,于是被索取国际电话费"等有关国际电话的商谈件数为680件;"自己的账户上无缘无故地突然汇进一万块钱,之后却被要挟'偿还2万块'"等有关高利贷的商谈件数为360件。可谓所有行业里非正当索付的商谈都在增加。



几乎是进行威逼索付的"黑市高利贷"

最近,有关所谓"黑市高利贷"的商谈显著。放债人通过电子邮件或明信片,单方面地向借债人发出"最后通牒";有的甚至拍来"我们将上门索债"以及"做法多少会有点儿野"等几乎是威逼性质的电报。有的放债人则通过衬纸高达五千日元的"漆菊"模样的信电、以及附有布制玩偶的贺电等不同手段进行索债。

尽早商谈以免您权益受损

有关消费者如何避免权益受损的情报,敬请浏览中心开设的网页: http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp

另外,您在每天的日常生活中,若是遇到什么不明白的事情或是麻烦时,请尽早与中心商谈。

请拨打:

东京都消费生活综合中心 电话 03-3235-1155 (平日上午9点至下午4点) ^{すうし}数を占めています。

ふとうせいきゅう ぶんや ぞうか 不当請 求 はあらゆる分野で増加

きょうはく せいきゅう やみきんゆう **脅 迫まがいの請 求 がある「ヤミ金融」**

また最近では、いわゆる「やき金融」に関する相だがが自立っています。電子メールやはがきで一方では、1を送りつけたり、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅まで回り、「自宅までは、1を送りつけたり、「自宅まで回り、「自宅まですが」といった。

はくまがい内容の電報が送られるケースもあります。なかには、5千円もする「うるし菊」の台紙のお悔やみ電報やぬいぐるみ付きのお祝い電報を使うなど手口もさまざまです。

ひがい う はや そうだん **被害を受けないために早めの相談**

にようひしゃひがい 消費者被害にあわないための 情報はセンターのホームページhttp://www.shouhiseikatu.metro.toky o.jp をご覧下さい。また毎日の暮らしの中でわからないことがあった時や、トラブルになった時は、はやめにセンターにご相談下さい。

(電話03-3235-1155、 へいじつごぜん し ご で し 平日午前9時~午後4時)